

こども家庭庁政策評価基本計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、こども家庭庁政策評価基本計画を定める。

1. 計画期間

この基本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 政策評価の実施に関する方針

（1）基本的な考え方

こども家庭庁における政策評価は、「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことにより、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を果たしていくものとする。

こども大綱を踏まえた目標設定等を適正に行うことにより、実施することとする。

データ等のエビデンス（根拠）に基づく政策立案 (EBPM) の手法等を用いて、効果的、効率的な行政の実現が適切に行われるよう、取組むこととする。

当該政策評価結果及びその関連情報等を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていく。

（2）政策体系

政策評価の実施に当たり、こども家庭庁の行政分野全般についての政策体系を別紙のとおり定める。

（3）政策評価の方式

政策評価の実施に当たっては、政策の特性等に応じて、次の 3 つの方式を参考にしつつ、政策の見直しや改善を含む意思決定に有益な情報が得られるよう、行うものとする。

政策評価と行政事業レビューの実施等の一体的な実施に向け、「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき行政事業レビューシート、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表を作成し、評価関連作業が行われるものについては、当該行政事業レビューシート、当該基金シート及び当該地方公共団体等保有基金執行状況表をこども家庭庁の政策評価の標準的な様式として取り扱い、政策の立案から評価・改善に至るまでの政策のサイクル全体を効果的に回していくための基盤と位置付ける。

① 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、効率性及び有効性の観点から行う。

(1) 必要性

政策効果からみて、対象とする政策にかかる行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、こども家庭庁の関与の在り方からみて、当該政策をこども家庭庁が担う必要があるかを明らかにすることにより行うものとする。

(2) 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。

(3) 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

(4) その他の観点

上記のほか、政策の特性に応じて、公平性などの観点を加味して評価を行うものとする。

4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。

初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な方法であっても、その有用性が認められているものであれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積し、手法の高度化を推進し、政策評価の質の向上を図るものとする。

5. 事前評価の実施に関する事項

原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事前評価を実施する。

6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他の事後評価の実施に関する事項

（1）こども家庭庁の政策体系に掲げる政策

計画期間内において、社会経済情勢の変化や政策効果の発現状況等を勘案し、適切なタイミングで、事後評価を実施する。具体的な実施方針は、当該評価を実施する年度当初に、こども家庭庁事後評価実施計画において定めるものとする。

（2）租税特別措置等に係る政策

「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事後評価を実施する。

（3）規制に係る政策

「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた規制に係る政策については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事後評価を実施する。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価に当たっては、政策立案・遂行能力を向上し、政策の質を高めるとともに、適切な説明責任を果たしていく観点から、省外の高い識見や知識を有する学識経験者の協力を得て評価を実施するものとする。

具体的には、政策の目標設定や評価結果等について、学識経験者から個別に意見を聴取するなどによりその知見を活用する。

8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案などに適切に反映する。

9. インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

評価書については、適時に公表する。

国民が容易に情報を入手できるよう配慮し、公表は、原則としてこども家庭庁ホームページにおいて行う。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 一体的取組のための体制

こども家庭庁としての一体的な取組を確保するため、政策担当部局、長官官房総務課、長官官房参事官（会計担当）及び長官官房参事官（総合政策担当）は、政策評価、EBPM の実施が適切に行われるよう、連携することとする。

(2) 意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、長官官房参事官（総合政策担当）とする。寄せられた意見・要望は、関係する部局等において適切に活用する。

(3) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体と適切な連携・協力を図る。

(別紙)

こども家庭庁の政策体系

こども大綱及び予算上等の政策体系を踏まえ、こども家庭庁の政策体系は以下とする。

政策（施策）

＜こども政策の推進＞

1. こども政策の総合的な推進
2. 母子保健衛生対策に関する施策の推進
3. 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進
4. こどもの安全対策に関する施策の推進
5. 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進
6. ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進
7. 障害児への支援に関する施策の推進
8. 大学等における修学支援に関する施策の推進